

令和元年度

被扶養者実態調査を実施します

現在認定されている被扶養者の現況や収入等を調査し、適正に扶養要件を満たしているかを確認するため、被扶養者実態調査を実施します。

被扶養者の適正な資格管理のため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

1 調査対象者

平成31年4月1日現在18歳以上の被扶養者(平成13年4月1日以前に生まれた者)

※平成31年4月1日以降に被扶養者認定された者を除く。

※配偶者の子、孫、甥姪は、18歳未満でも調査対象とする。

2 調査方法

該当する組合員へ6月上旬に「被扶養者資格確認届書」を所属所経由で配付します。

当該確認届書に必要事項を記入し、被扶養者の現況に応じた書類を添付の上、所属所の共済事務担当者へ提出してください。

3 提出期限

7月5日(金)までに共済組合へ提出

※所属所の共済事務担当者への提出期限はそれぞれご確認ください。



4 実態調査を要する被扶養者

① 配偶者／収入区分ごとの確認書類

② 学生である子

区 分		提出書類
①平成9年4月2日以降生まれ		・なし
平成9年 4月1日 以前生まれ	②4(6)年制大学、 大学院(全日制)	・在学証明書 (学生証は不可)
	③上記以外の学校 (夜間制、通信制、 短期大学、専門学校、 予備校等)	・在学証明書 ・収入区分ごとの 確認書類

※学生とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれらに準ずるものとして理事長が定める教育機関に通学しているものをいう。
※海外の学校に通学している者で在学証明書がない場合は、それに代わる学生であることが確認できる書類(日本語に翻訳されたものを添付)を提出してください。

③ その他の被扶養者

区 分	提出書類
父母、学生でない子、 兄弟姉妹、孫、祖父母	・収入区分ごとの確認書類 ※別居の場合は、被扶養者の 住民票謄本
義父母、配偶者の子、甥姪、 その他三親等内の親族	・収入区分ごとの確認書類 ・住民票謄本

※調査対象年齢未満の配偶者の子、甥姪等については、同居の確認のための住民票謄本のみ提出してください。

5 収入区分ごとの確認書類

区 分	提出書類
無収入	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度所得証明書 <small>※調査時点において無収入であっても、給与収入が記載されている場合は、当該収入について、離職が確認できる書類を添付のこと。ただし、離職の確認できる書類については、被扶養者認定申告又は昨年度の被扶養者実態調査時に提出している場合は不要。</small>
給与収入 (パート、アルバイト等含む)	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度所得証明書 共済組合指定の雇用証明書(当組合HPからダウンロードできます。) <small>※2か所以上での雇用がある場合は、それぞれの雇用証明書を添付のこと。</small>
年金収入	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度所得証明書 年金額改定通知書(写)又は年金額支払通知書(写) ※最新分 個人年金受給者は当該年金額を確認できる書類 <small>※遺族年金、障害年金等は所得証明書に記載されないため、報告もれがないよう十分ご確認ください。 ※年金額の改定により所得証明書中の金額から変更されている場合がありますので、ご注意ください。</small>
事業収入 (商業、農業、不動産、利子、配当等)	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度所得証明書 平成30年分確定申告書(写)及び収支内訳書(写)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度所得証明書 雇用保険受給資格者証第1面及び第3面の写し(失業保険受給中) 給付金決定通知書の写し(傷病手当金、出産手当金受給中)

※その他、必要に応じて上記以外の書類の提出を求められることがあります。

6 仕送りに関する確認書類

別居の被扶養者がいる場合は、5の収入区分ごとの確認書類に加えて、通帳の写しや振込受領書など、直近6か月分(平成30年12月から本年5月まで)の送金の実績が分かるものを提出してください。

※4の実態調査を要する被扶養者の②の学生のうち、①と③の場合は不要。

7 確認書類にかかる注意事項

- ①各種証明書等は、交付日から**3か月以内のもの**を有効とします。証明書類は早めにご準備ください。
- ②所得証明書は、**合計所得欄に収入額(0円の表示を含む)が記載されたもの**、又は()書き等で記載された証明書を添付してください。合計所得欄が*マーク等で記載されたものは収入の確認ができないため不可とします。
- ③両親など配偶者がいる者を扶養認定している場合、その配偶者の収入を確認する必要がありますので、被扶養者でない方についても所得証明書などの確認書類を提出してください。

- 学 生** アルバイト等で年額130万円(月額108,334円)以上の収入はありませんか?
- 年金受給者** 年齢到達、改定等により年金が増額となり年額180万円を超えていませんか?
個人年金・障害年金・遺族年金も収入に含みます。
- 雇 用 保 険** 雇用保険を受給していませんか?
日額3,611円を超える場合、被扶養者として認定できません。
- 事 業 収 入** 事業収入が認定基準額を超えていませんか?
扶養認定で認められる経費は税法上の必要経費とは異なります。
- 仕 送 り** 被扶養者の収入を上回る仕送りをしていますか?

